

甲府市地域活性化施設整備費補助金

申請の手引き



— ページ —

■ 概要

- 1 対象区域 P.1
- 2 補助内容 P.1
- 3 補助要件 P.2

■ 申請の流れと提出資料

- 1 当初申請 P.3
- 2 変更申請 P.5
- 3 補助金の請求 P.6

お問合せ先

甲府市まちづくり部 空き家対策課 TEL055-237-5350

1 対象区域

項目	内容
区域	○市内全域が対象となります。

2 補助内容

項目	内容
対象者	○地域活動団体並びに地域の活性化に資する活動を行う法人や団体、個人であること。 ・対象となる空き家の所有者（予定を含む） ・対象となる空き家を賃借する者（予定を含む）
補助対象工事	○市内施工業者が行う改修工事
補助額	○改修工事 補助対象経費の2/3以内で上限額200万円を補助します。 現行の耐震基準に適合する工事を行う場合は、耐震補強工事として100万円を上限に加算します。 ※1万円未満の端数は切り捨てます。
申請手続き	○地域活性化施設整備費補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて申請してください。 ※交付決定される前に着手した工事は対象外となります。
支払い	○口座に振り込みます。



3 補助要件

項目	内容
対象とする事業	<p>○令和2年4月1日以降に、地域の活性化を目的として、空き家を改修して次の用途に活用すること(会議や打ち合わせのみの使用とせず、行事や催し物など交流の場としても使用すること)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域交流施設(集会施設、いきいきサロンなど)</u> ・<u>子育て支援施設(こども食堂、学習支援施設など)</u> ・<u>その他、地域活性化施設として市長が認めたもの</u> <p>○<u>現行の耐震基準に適合するもの又は改修工事で現行の耐震基準に適合するもの</u></p>
対象空き家	<p>○<u>一戸建ての住宅又は一戸建ての店舗、事務所</u></p>
補助要件	<p>○<u>補助対象事業の実施後、改修後の建物については10年以上、交付決定を受けた用途で継続的に活用すること。</u> <small>※補助対象工事が完了した年度の翌年度から起算して10年間は、毎年度当初に前年度の活動状況報告書を提出すること。</small></p> <p>○<u>補助対象事業を実施することについて、補助対象物件が存する自治会等に事前に説明を行い同意を得ていること。</u></p>
補助対象経費	<p>○補助対象経費は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>台所、浴室、洗面台又は便所の改修工事に要する経費</u> ・<u>給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費</u> ・<u>屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費</u> ・<u>壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費</u> ・<u>増改築工事に要する経費</u> ・<u>耐震補強工事に要する経費</u> ・<u>門、塀その他空き家の外構の改修工事に要する経費</u> ・<u>その他市長が認める工事に要する経費</u>

その他	<p>○下記の要件をすべて満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市税の滞納がないこと</u>(納税義務がある場合)。 ・<u>国、県および市の他の制度による助成を受けたことがないこと</u>。 (耐震改修に係る助成金を除く。)
-----	---

申請の流れと提出資料

1 当初申請

① 申請の方法

【補助金交付申請～交付決定の流れ】

交付申請

↓

内容審査

↓

交付決定

- 申請前に、交付要件をご確認ください。
- 交付申請書およびその他必要書類を提出してください。
- 申請書類に基づき審査します。
- 交付決定通知書を送付します。

② 申請に必要な書類

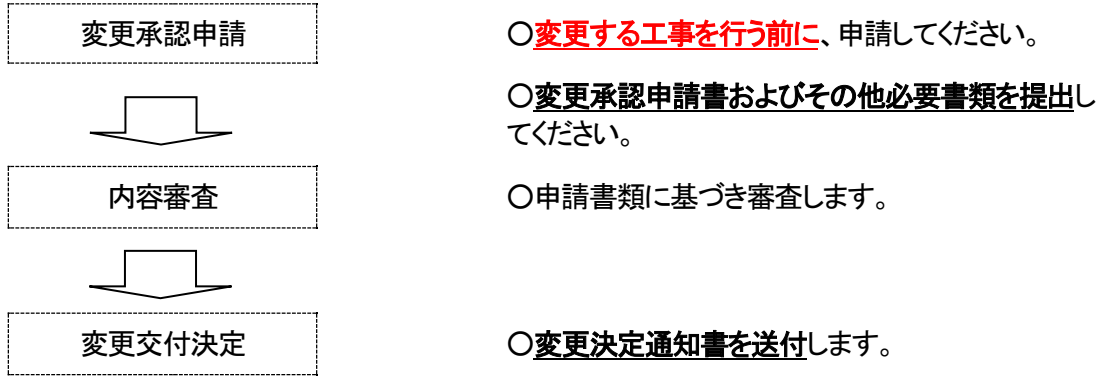
項 目	内 容
地域活性化施設整備費補助金交付申請書	○ <u>申請者(団体)・事業名等</u> の必要事項を記載していただきます。
事業計画書	○ <u>事業の目的・効果・公益性等</u> の補助金交付の判断に必要な情報を記入していただきます。

収支予算書	○ <u>補助対象工事にかかる予算</u> を記入していただきます。
法人・団体概要書	○ <u>法人・団体の事業(活動)内容等</u> を記入していただきます。 ※申請者が個人である場合は提出不要です。
誓約書	○ <u>申請内容の順守等について誓約</u> していただきます。
建物及び土地の登記に関する証明書	○ <u>建物及び土地の不動産登記全部事項証明書</u>
工事見積書の写し	○ <u>施工業者の押印があるもの</u> 。 ○ <u>補助対象経費の内訳が明確に分かるもの</u>
位置図、平面図	○ <u>空き家の所在等周辺の状況が分かる地図、建物面積などの状況が分かる図面</u>
施行前写真	○ <u>工事の予定箇所及び建物全景の写真</u> ○ <u>撮影した日付が入っている写真が必要</u> です。
賃貸契約書の写し	○ <u>空き家を賃借して活用する場合は提出</u> してください。
承諾書	○ <u>空き家を賃借して活用する場合は提出</u> してください。
耐震基準に適合していることが確認できる書類	○ <u>構造耐力上安全であることを示す書類</u>
滞納が無いことが確認できる書類	○ <u>市税に滞納が無いことが証明</u> できるもの。 ※甲府市に納税義務がある場合に必要になります。
その他市長が必要と認める書類	

2 変更申請

① 申請方法

【補助金交付決定内容変更承認申請～変更交付決定の流れ】



② 申請に必要な書類

項目	内容
補助金交付決定内容変更承認申請書	○変更理由と併せて 変更後の事業報告書及び収支予算書 も作成していただきます。
変更内容がわかる工事見積書の写し	○ 施工業者の押印があるもの 。 ○ 工事内容がわかる内訳が必要 です。
変更該当箇所の施工前写真	○ 撮影した日付が入っている写真が必要 です。
その他市長が必要と認める書類	

3 補助金の請求

【補助金実績報告～補助金支払の流れ】

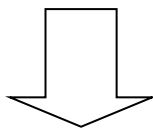
○補助金の実績報告は、工事完了の日から30日以内、又は申請日の属する年度の3月末日までのどちらか早い日までに手続きをしてください。

実績報告書の提出

○補助金実績報告書を指定した期日までに提出してください。

○添付書類

- ・改修工事に係る契約書又は注文請書及び内訳書の写し
- ・施工業者の請求書及び領収書の写し
(施工業者の印のあるもの)
- ・施工前の状況と対比可能な施工中及び完了後の写真
- ・構造耐力上安全であることを示す書類
(耐震基準に適合する工事を含めた改修工事の場合)
- ・その他市長が必要と認める書類
(振込口座届出書等)



内容審査

○補助金額確定通知書を送付します。



補助金の支払い

○口座振り込みの方法により、補助金交付決定者に支払います。